

藤岡市農業委員会  
令和2年第7回  
定例会議事録

令和2年7月3日招集

## 令和2年藤岡市農業委員会第7回定例会議事録

令和2年7月3日、藤岡市農業委員長 浦部 隆は、令和2年藤岡市農業委員会第7回定例会を藤岡市役所中庁舎3階大会議室に招集した。

### [会議に付した議案]

- 議案第38号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第39号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画について  
議案第40号 農用地利用配分計画（案）について  
議案第41号 藤岡農業振興地域整備計画（重要変更）に対する意見について  
報告第13号 農地法第4条、第5条の規定による農地転用届出について  
報告第14号 農地法関係出願等について

### [出席農業委員]（13名）

- |      |       |      |       |      |       |      |        |
|------|-------|------|-------|------|-------|------|--------|
| 1 番  | 折茂 高弘 | 2 番  | 堀米 幸子 | 3 番  | 関根 隆雄 | 4 番  | 福田 俊太郎 |
| 6 番  | 浦部 隆  | 7 番  | 生方 康正 | 8 番  | 平井 正子 | 9 番  | 中村 勉   |
| 10 番 | 岩下 次夫 | 11 番 | 秋山 幸夫 | 12 番 | 浅見 健司 | 13 番 | 黒澤 義雄  |
| 14 番 | 高田 孝雄 |      |       |      |       |      |        |

### [欠席農業委員]（なし）

### [出席農地利用最適化推進委員]（なし）

### [事務局]

- |         |       |        |       |
|---------|-------|--------|-------|
| 事務局 長   | 秋山 弘和 | 事務局 次長 | 高田 克巳 |
| 次長補佐兼係長 | 岸 憲彦  | 主 任    | 牧 眸美  |
| 主 事     | 松本 峻  |        |       |

（開 会 13時30分）

事務局次長 本定例会は、現農業委員の任期中最後の定例会になりますのでよろしく  
お願いいたします。本日も新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点  
から、推進委員さんのご出席をご遠慮いただいております。また、下審査  
につきましても、東庁舎3階大会議室を用意させていただいておりますの  
で、1班の委員さんにつきましては休憩に入りましたら移動をお願いいた  
します。それから、本日の議案第41号藤岡農業振興地域整備計画（重要変  
更）に対する意見についての説明に農林課の職員が入室しますので、ご了  
承をお願いいたします。

それではただ今より令和2年第7回定例会を進行させていただきます。開会に当たりまして、浦部会長より挨拶をお願いいたします。

(会長挨拶)

事務局次長            ありがとうございました。それでは会長に議事進行をお願いいたします。

議長                    ただ今より、令和2年第7回農業委員会定例会を開会いたします。委員総数13名中、出席委員13名でありますので本定例会は成立いたします。

議事録署名委員を指名いたします。11番秋山委員、12番浅見委員の両名をお願いいたします。

それでは議事に入らせていただきます。議案第38号農地法第5条の規定による許可申請について上程いたします。藤岡市農業委員会運営に関する内規の規定により、この議案は休憩中に下審査をお願いいたします。各班の審査は下欄に指定されておりますのでよろしくをお願いいたします。

それでは、ただ今より休憩いたします。

(13時32分 休憩)

(14時09分 再開)

議長                    休憩をといて会議を再開いたします。議案第38号農地法第5条の規定による許可申請について、1班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いいたします。

1班班長                報告いたします。議案第38号農地法第5条の規定による許可申請について、1班で付託を受けたのは整理番号1番から5番の5件です。

整理番号1番は、上戸塚のTさんが、上戸塚の農地を売買で取得し、露天資材置場及び露天駐車場用地として転用するもので、面積は697㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号2番は、市外の法人が、本郷の農地を売買で取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、面積は1,281㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号3番は、藤岡のIさんが、白石の農地を使用貸借で借り受け、分家住宅用地として転用するもので、面積は360㎡、農地区分は第1種農地として判断されますが、分家住宅用地として令和元年度下期藤岡農業振興地域整備計画の重要変更の同意を得ており不許可の例外に該当します。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見

決定しました。

整理番号 4 番は、市外の法人が、浄法寺の農地を売買で取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、面積は 606 m<sup>2</sup>、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号 5 番は、市外の法人が、鬼石の農地を売買で取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、面積は 827 m<sup>2</sup>、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。以上報告を終わります。

議長 議案第 38 号整理番号 1 番から 5 番について 1 班の班長さんより報告がありました。初めに整理番号 1 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 38 号整理番号 1 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 38 号整理番号 1 番は許可と決定します。次に整理番号 2 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 38 号整理番号 2 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 38 号整理番号 2 番は許可と決定します。次に整理番号 3 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 38 号整理番号 3 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 38 号整理番号 3 番は許可と決定します。次に整理番号 4 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 38 号整理番号 4 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。  
(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 38 号整理番号 4 番は許可と決定します。次に整理番号 5 番について、何かご意見がありましたらお願いします。  
(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 38 号整理番号 5 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。  
(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 38 号整理番号 5 番は許可と決定します。続きまして、2 班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

2 班班長 報告いたします。議案第 38 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、2 班で付託を受けたのは整理番号 6 番から 11 番の 6 件です。

整理番号 6 番は、藤岡の H さんが、上大塚の農地を売買で取得し、指定集落内の専用住宅用地として転用するもので、面積は 217 m<sup>2</sup>、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号 7 番は、市外の法人が、中大塚の農地を賃貸で借り受け、砂利採取の為に一時転用するもので、面積は 4,857 m<sup>2</sup>、農地区分は農振ですが一時転用のため問題ありません。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号 8 番は、中の M さんが、篠塚の農地を売買で取得し、指定集落内の専用住宅用地として転用するもので、面積は 447 m<sup>2</sup>、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号 9 番は、市外の法人が、牛田の農地を売買で取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、面積は 942 m<sup>2</sup>、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号 10 番は、市外の法人が、高山の農地を売買で取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、面積は 995 m<sup>2</sup>、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題

ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号 11 番は、市外の T さんが、上日野の農地を賃貸で借り受け、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、面積は 974 m<sup>2</sup>、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。以上報告を終わります。

議長 議案第 38 号整理番号 6 番から 11 番について 2 班の班長さんより報告がありました。初めに整理番号 6 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 38 号整理番号 6 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 38 号整理番号 6 番は許可と決定します。次に整理番号 7 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 38 号整理番号 7 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。議案第 38 号整理番号 7 番は面積が 3,000 m<sup>2</sup>を超えていますので許可相当として群馬県農業会議常設審議委員会へ意見聴取します。次に整理番号 8 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 38 号整理番号 8 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 38 号整理番号 8 番は許可と決定します。次に整理番号 9 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 38 号整理番号 9 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。  
(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 38 号整理番号 9 番は許可と決定します。次に整理番号 10 番について、何かご意見がありましたらお願いします。  
(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 38 号整理番号 10 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。  
(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 38 号整理番号 10 番は許可と決定します。次に整理番号 11 番について、何かご意見がありましたらお願いします。  
(挙手全員)

議長 折茂委員どうぞ。

折茂委員 申請地は斜面になっているので、雨水などの排水対策について確認していただき、問題がなければ良いと思います。

議長 わかりました。他にご意見はありますか。  
(異議なし)

議長 他に、意見もないようですので、採決します。議案第 38 号整理番号 11 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。  
(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 38 号整理番号 11 番は許可と決定します。続きまして、議案第 39 号農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定に基づく農用地利用集積計画について上程します。事務局より説明願います。  
(事務局説明)

議長 ただ今、議案第 39 号について、事務局の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたらお願いします。

議長 浅見委員どうぞ。

浅見委員 現在は、時代の流れでタダでも良いからと、賃借料が下がってきているのでしょうか。

議長 事務局より説明願います。

事務局 あくまでも双方の意向通りであり、タダで良いといえばタダですし、貸人と受人の間で決めていただいています。

議長 秋山委員どうぞ。

秋山委員 地域によるが笹川沿岸の場合は、畑で灌水施設があると 3,000 円で灌漑施設がないと作ってもらうだけのタダになります。土地改良区の中でそういう基準ができています。

議長 関根委員どうぞ。

関根委員 そうすると固定資産税は地主の持ち出しになりますよね。農地を持っていても耕作する計画のない人は、農地を手放す方法を後々考えていかないと固定資産税をずっと支払っていくことになりますね。

議長 他に何かございますか。  
(意見なし)

議長 他に、意見もないようですので、採決します。議案第 39 号農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定に基づく農用地利用集積計画について、これを可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。  
(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、議案第 39 号農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定に基づく農用地利用集積計画については原案のとおり決定します。続きまして、議案第 40 号農用地利用配分計画（案）について上程します。事務局より説明願います。  
(事務局説明)

議長 ただ今、議案第 40 号について、事務局の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたらお願いいたします。

議長 生方委員どうぞ。

生方委員 2番と3番を借りる方ですが、現在どの位の面積を耕作していますか。

議長 事務局より説明願います。

事務局 資料がないので、会議終了後でよろしいですか。

生方委員 わかりました。

議長 他に何かございますか。  
(意見なし)

議長 他に、意見もないようですので、議案第40号農用地利用配分計画(案)について、特に意見なしということに賛成の方は挙手をお願いします。  
(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、議案第40号農用地利用配分計画(案)については、そのように決定します。続きまして、議案第41号藤岡農業振興地域整備計画(重要変更)に対する意見について、上程します。農林課より担当者が参っておりますので説明をお願いします。  
(農林課説明)

議長 ただ今、議案第41号について、農林課の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたらお願いいたします。

議長 折茂委員どうぞ。

折茂委員 申出番号1番は、現在イチゴハウスが建っている場所の一部を含めて除外するということでしょうか。

議長 農林課より説明願います。

農林課 そうです。

議長 他に意見はございますか。  
(意見なし)

議長 特に、意見もないようですので、議案第 41 号藤岡農業振興地域整備計画（重要変更）に対する意見について、「特に意見なし」ということに賛成の方は挙手をお願いします。

（異議なし）

議長 挙手全員でございますので、異議なしと認め、議案第 41 号藤岡農業振興地域整備計画（重要変更）に対する意見については、そのように決定します。

（農林課退室）

議長 続きまして、報告第 13 号・14 号を一括して上程します。事務局より説明願います。

（事務局説明）

議長 ただ今、報告第 13 号・14 号について、事務局の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたらお願いします。

（なし）

議長 特に、意見もないようですので、以上をもちまして、令和 2 年第 7 回定例会を閉会いたします。委員の皆様には、大変お忙しい中、慎重審議を賜りありがとうございました。

（審議終了 14時51分）